

令和 2 年度

第 5 回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第5回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日（金）午後3時30分～午後4時40分

2. 開催場所 全日警ホール 第2会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

- 1 議事録署名人の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名

4	議案第1号	市川市農業次世代人材投資資金交付に係るサポートチームメンバーの推薦について	1件
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
	議案第5号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	1件
	議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いについて	1件
	議案第7号	生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について	7件
	報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	29件
	報告第2号	農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について	1件
	報告第3号	地目変更等登記に係る回答について	1件
	報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて	2件
5.	農業委員会事務局職員		
	局 長	飯塚 浩一	
	次 長	舘野 裕之	
	副主幹	本多 浩章	
	副主幹	田中 恒平	
	主 査	平野 雅邦	

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	ただいまより、令和2年度第5回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会が、今期の農業委員及び農地利用最適化推進委員による最初の定例総会となりますので、よろしくお願いいたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、 農業委員10名中 10名、推進委員6名中 6名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各 委 員	「異議なし」
議 長	それでは、議席3番の委員と議席4番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、田中副主幹を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。 農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。

議 長	それでは、議案第1号から議案第7号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。
事 務 局 長	議案第1号「市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について」事務局から議案の説明をお願いします。 議案第1号「市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について」、ご説明いたします。 議案書の1ページをお願いします。 令和2年7月21日付で、市川市長から「市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について」が提出されましたので、推薦者につきまして決定を求めるものです。 説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 続きまして、農業振興課より、「市川市農業次世代人材投資資金交付事業」について事業内容の説明をお願いします。
農業振興課	「市川市農業次世代人材投資資金交付事業」について説明させていただきます。 この農業次世代人材投資資金交付事業とは、農業者となることを志望する者に対し、就農直後の経営の確立を支援するために資金を交付し、地域を中心となる担い手の確保及び育成を行う事業です。市川市では新規就農時から最長5年間、最大年間150万円の交付を行い、新規就農者の経営基盤の強化を図ってまいります。 事業を行うにあたり、様々な要件がございますが、要件の一つに新規就農者に対しサポート体制を整備することが求められています。 サポート体制では「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各分野に関しての課題に対応するためにサポートチームを構築するものとされております。

	このサポートチームのメンバーのみなさまには新規就農者の各課題に対する対応や資金交付後２年目に行われる中間評価会での評価委員になっていただく予定です。 また、各分野については国よりどのようなメンバーが適当かしめされており、「農地」の業務といたしましては新規就農者が農地の規模拡大を行う際における農地のあっせんとなっているため農業委員、農地利用最適化推進委員等が適当とされています。 現在、市川市では「経営・技術」については千葉県東葛飾農業事務所に、「営農資金」については市川市農業協同組合にお願いしており、「農地」については本市農業委員会様のご協力をお願いしたいと考えております。 以上です。
議 長	農業振興課からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席３番	経歴から言っても大町地区の議席１番の委員が適任だと思います。
議 長	議席１番の委員が適任ではないかという声がありました。 お諮りいたします。 議案第１号「市川市農業次世代人材投資資金交付事業に係るサポートチームメンバーの推薦について」、議席１番の委員を推薦することと、決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	「異議なし」
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号は、全会一致により議席１番の委員を推薦することに決定いたします。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」、２件

	ございます。 審議に入る前に、議席5番の委員が農業委員会法第31条に規定された議事参与の制限に該当することから、本件審議の間は退出をお願いいたします。 ・・・・・・・・議席5番 委員退出・・・・・・・・
議 長	それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。 議案書の2ページから5ページをお願いいたします。 (1) と (2) は関連するので一括して説明させていただきます。 申請受付日は、令和2年7月17日でございます。 申請地は高谷で、地目は田、面積は33平方メートル、外16筆で合計面積は3,752.91平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが農業振興地域ではございません。 申請理由につきましては、農業経営の移譲を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席1番	議案第2号。現地調査は、令和2年7月30日に農地調査班第1班と区域6を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。譲受人は、主に露地野菜を栽培している兼業農家の方です。 申請農地はすべて高谷で、経営農地のすべてに耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 取得後も引き続き野菜を作付けすることとさせていただきます。 以上のことから、現地調査班の意見としまして、必要性も認められ、許可

議 長	相当と思います。 報告は以上です。
事 務 局	第1班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。 それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 譲受人は、農業経営の移譲を目的に所有権の移転をするものでございます。 取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は年間240日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の20アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。 説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	「異議なし」
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について、許可することと、決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	「異議なし」
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(1)については、全会一致により許可することと、

	決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」(2)について、許可することと、決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(2)については、全会一致により許可することと、決定いたします。 それでは、議席5番の委員、入室してください。 ・・・議席5番 入室・・・
議 長	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。 議案書の6、7ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年7月21日でございます。 申請地は高谷で、地目は畑、面積は3,344平方メートル、外1筆で、合計面積は4,176平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸野球練習場にするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に

議席 1 番	付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 議案第 3 号。現地調査は、令和 2 年 7 月 3 0 日に農地調査班第 1 班の委員で行いました。 申請地は、県立市川南高校の西側、おおむね 2 0 0 メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第 2 種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリートによる土留を設置し、土砂等の流出を防除するとともに、安全措置として、5 から 7 メートルの高さの防球ネットを設置し、ボールの越境を防ぐとこのこととさせていただきます。 また、敷地内の埋立等を行わず、整地後転圧し、雨水については、自然浸透とするものでございます。汚水、雑排水はありません。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。 報告は以上です。
議 長	第 1 班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 申請人は、市内に居住する不動産管理業を営む方で、市内に本店を置く主に土地家屋の調査測量を行う法人からの要望により申請するものです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

	転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、許可後30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまふ。 以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席9番	申請地の周りに農地はあるのか。
事 務 局	一部ありますが、不耕作地となっております。
議席9番	ボール等が入らないのか。 また、駐車場はあるのか。
事 務 局	防球ネットがあります。 また、駐車場は5台分あります。
議席9番	問題が無ければ良い。
議 長	お諮りいたします。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし

議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第3号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、3件でございます。 議案書の8、9ページをお願いいたします。 (1)の申請受付日は、令和2年7月21日でございます。 申請地は二俣で、地目は畑、面積は337平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。 続きまして10、11ページをお願いします。 (2)の申請受付日は、令和2年7月21日でございます。 申請地は原木で、地目は畑、外2筆で、合計面積は4,246平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、特別養護老人ホームの建築を目的に賃借権の設定をするものでございます。 続きまして12、13ページをお願いします。 (3)の申請受付日は、令和2年7月21日でございます。 申請地は大野町で、地目は田、面積は419平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、駐車場及び資材置場を目的に所有権の移転をす

議長 議席1番	るものでございます。 説明は、以上でございます。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 議案第4号。現地調査は、令和2年7月30日に農地調査班第1班の委員で行いました。 (1)の申請地は、二俣小学校の北東側150メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、鉄柵にて土留をし、土砂等の流出を防除します。 また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 (2)の申請地は、信篤小学校の北東側80メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。 農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリートブロックにて土留めを設置し、土砂等の流出を防除することとでございます。 また、雨水については、雨水貯留槽にて一時貯留し、汚水、雑排水については合併浄化槽にて処理後、併せて前面の水路に放流するものです。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。
-----------------------	---

	以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 続きまして、(3)の申請地は、大柏小学校の南東側おおむね300メートルに位置し、現況は果樹園になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防除することとでございます。 また、雨水については自然浸透し、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 報告は以上です。
議 長	第1班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 (1)ですが、譲受人は、江戸川区に本店を置き、主に土木建築工事業を営むことを目的とする法人です。 申請地は、譲受人が賃借している隣接の既存駐車場が手狭なため、拡大が必要となり、譲っていただけるとのことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

	転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま す。 続きまして(2)ですが、譲受人は、鳥取県に主たる事務所を置く社会福祉法人です。 申請地は、交通の便が非常に良く、譲受人の事業拡大と市による特別養護老人ホームの公募があり、今回貸していただけるとのことから申請に至ったことです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、補助金及び借入金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和2年12月15日に着工し、完了は令和4年1月15日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま す。 続きまして(3)ですが、譲受人は、市内に本店を置き、主にとび・土工工事業を営むことを目的とする法人です。 譲受人は既存の資材置場を所有しておらず、自宅及び事務所の空きスペースを利用して資材を置いておりますが、手狭であることと、既存駐車場も賃貸であることから、事業の効率化と拡大を図り土地を探していたところ、譲っていただけるとのことから申請に至ったことです。
--	--

議 長 議席 4 番 事 務 局 議席 4 番 議 長	資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和2年10月1日に着工し、完了は同年12月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま す。 説明は、以上でございます。 事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。 (2) について、令和4年に完成という老人ホームですが、入居者の規模はどのくらいなのか。 「市川市福祉計画」に基づきまして、100床の計画となっております。 分かりました。 他にございませんか。 それでは、お諮りいたします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
--	---

各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号（1）について、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」（2）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号（2）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」（3）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号（3）について、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第5号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。 審議に入る前に、議席9番の委員が農業委員会法第31条に規定された議事参与の制限に該当することから、本件審議の間は退出をお願いいたします。

議 長	・ ・ ・ ・ ・ 議席 9 番の委員退出 ・ ・ ・ ・ ・
事 務 局 長	事務局から議案の説明をお願いします。 議案第 5 号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請件数は 1 件でございます。 議案書の 1 4、1 5 ページをお願いいたします。 申請は、令和 2 年 7 月 2 1 日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。 申請地は北方町で、地目は田、面積は 1，6 2 6 平方メートルの内 5 2 4．4 6 平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではございません。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第 1 班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 1 番	現地調査は、令和 2 年 7 月 3 0 日に農地調査班第 1 班の委員と区域 5 を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。 申請地は、県立市川東高校の東側 7 0 メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。 区画数については 5 区画を予定し、一区画当たり、6 4．8 平方メートルとなっております。 現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。 また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指

議 長	導を行うことを確認しました。 以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。 報告は、以上です。
事 務 局	第1班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。 それでは、ご説明いたします。 申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。 貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり年間2万円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。 また、借受者の募集は、口頭及びポスター掲示による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。 また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。 以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各 委 員	異議なし
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第5号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により承認することと、決定いたします。 それでは、議席9番の委員、入室してください。 ・・・・・・議席9番の委員 入室・・・・・・
議 長	次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。 議案書の16ページをお願いいたします。 令和2年7月13日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が1件提出されたものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査班は第3班に付託しております。

議席第5番	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和2年7月29日に第3班と5番の農地利用最適化推進委員で行いました。 申請地は、市川市市民プールの東側に位置した露地畑1筆、面積763平方メートルで、主に申出人の夫が農業に従事していましたが、昨年の10月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったとのことから、今回の申請に至ったとのございます。 死亡した者の農業従事日数は、年間200日で、農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	第3班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	異議なし
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 願出のとおり、「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	「異議なし」
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、全会一致により証明することと、決定いたします。

事 務 局 長	次に、議案第7号「生産緑地地区の変更(指定)に係る意見について」、7件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
議 長	議案第7号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、議案書の17ページをお願いいたします。 本件は、令和2年7月20日付で、市川市長が指定対象となる「農地等」の認定について、生産緑地法施行規則第1条に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席第5番	議案第7号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和2年7月29日に第3班と5番の農地利用最適化推進委員で行いました。 今回の指定は、7件10筆、6,184.1平方メートルです。 5番及び7番につきましては、一部舗装通路及び砂利敷きになっているため、一部非農地であると判断し、ほかの5件につきましては、適切に肥培管理されておりましたので、農地と判断いたしました。 以上でございます。
議 長	第3班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席9番	この調査は、新たに生産緑地を増やすということですか。

事務局	今回の7か所は追加になります。
議長	他にございませんか。 それでは、お諮りいたします。 議案第7号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、5番および7番は一部非農地、それ以外は農地と、回答することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号は、全会一致により5番及び7番は一部非農地、それ以外は農地と回答することと、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、7月の事務局長専決分が29件ございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。 議案書18ページをお願いいたします。 農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。 今回の報告は、令和2年7月2日から同年7月30日までに届出があったものでございます。 農地法第4条の届出は17件、48筆、5,684.97平方メートルでございます。 また、第5条の届出につきましては、12件、19筆、3,573.26

議 長	平方メートルでございます。 第4条と第5条を合せますと、29件、67筆、転用面積は、9,258.23平方メートルでございます。 内訳につきましては、議案書19ページから23ページとなっております。 以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 続きまして、報告第2号「農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について」、1件でございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	報告第2号「農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について」、1件ご報告いたします。 議案書25ページをお願いいたします。 令和2年7月10日付けで、申請者から届出があったものでございます。 土地の所在は、高谷の田、面積は59平方メートル、外1筆で、合計面積は161平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。 申請地につきましては、既に農業用倉庫が建築されており、農地法施行規則第29条第1号に該当する農業用施設に該当することから、届出を受理したものでございます。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 続きまして、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ございます。 事務局より、報告いたします。

事務局次長	報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ご報告いたします。 議案書26ページをお願いいたします。 令和2年7月6日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。 土地の所在は、大町の1筆、合計面積は991平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。 登記簿の地目「畑」から、「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。 本件に係る申請状況としましては、令和2年3月26日に農地法第4条に基づき「資材置場」を目的として転用許可がなされており、同年7月3日付けで完了報告書が提出されております。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年7月8日に前任期の農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「転用目的どおり」とするものの、資材置場に対する転用事実確認証明書については、工事完了後6箇月を継続して使用している場合について発行する旨を記載したうえで回答したものでございます。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 続きまして、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件でございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	報告第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」 ご報告いたします。 議案書の27ページをお願いいたします。

議 長	本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。 令和2年7月10日及び7月27日に申請のあった2件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。 以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和2年度第5回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。
-----	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。